

香川県事業承継支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 香川県事業承継支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、予算の範囲内において、県内中小企業の円滑な事業承継を支援することで、県内中小企業に蓄積された優れた技術やノウハウを次世代に引き継ぎ、安定的な雇用を確保するとともに有用な経営資源の散逸を防ぎ、もって本県経済の持続的な発展を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する者をいう。

(2) M&A

事業譲渡、株式譲渡等により第三者に経営権を移転することをいう。

(3) 専門事業者

税理士事務所、会計事務所、法律事務所、コンサルティング会社、M&A仲介事業者及び金融機関など、事業承継及びM&Aに関する専門的な知識及び実績を有する事業者をいう。

(4) 支援機関

別表1に定める機関をいう。

(補助対象者)

第4条 この要綱による補助金の交付の対象となる者は、次の各号の要件の全てに該当する者とする。

(1) 県内で事業を営む中小企業者のうち、県内に本社を置く法人であること。

(2) 県内の事業所で正社員を雇用していること。

(3) M&Aの場合は、譲渡側であること。

(4) 県税を完納していること。

(5) 支援機関の支援を受けていること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象とならないものとする。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を、中小企業者以外の者であって事業を営む者（以下「大企業」という。）に所有されている者。
- (2) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業に所有されている者。
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1を占めている者。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は第5条に規定する性風俗関連特殊営業を行う者。
- (5) その他知事が不相当と認める者。

（補助事業及び補助率等）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、支援機関の支援を受けた上で、専門事業者を活用する事業とし、補助事業の区分、対象経費及び補助率等は、別表2に定めるとおりとする。ただし、国その他から補助金の交付その他これに類する助成を受け、又は受けようとする事業は補助事業から除くものとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、知事が定める期日までに補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第5-1号）により申請者に通知するものとする。また、不交付を決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式第5-2号）により通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による通知に際して、必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第8条 申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から10日を経過した日までとする。

（補助事業の着手）

第9条 第7条第1項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付の決定の後に、補助事業に着手しなければならない。

2 前項の補助事業の着手とは、補助事業に係る契約の締結をいう。

(補助事業の変更等)

第 10 条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ補助金変更交付申請書（様式第 6 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとする場合。ただし、補助金の目的及び補助事業の効果に影響を及ぼさない軽微な変更は除く。

(2) 補助金の額を変更しようとする場合。ただし、補助金額の 20 パーセントを超えない範囲で減額する場合は除く。

2 知事は、前項の規定による承認をする場合において、必要に応じて条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第 11 条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止・廃止申請書（様式第 7 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告等)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して 30 日以内又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに補助金実績報告書（様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。

2 M&A の補助事業者は、M&A の補助事業を完了した日の属する年度以降 3 年間、各年度における M&A の取組状況について、翌年度の 4 月 10 日までに M&A の取組状況を知事に報告しなければならない。ただし、M&A の最終合意契約の締結を報告した後は、この限りではない。

(補助金の額の確定)

第 13 条 知事は、前条第 1 項の規定による報告を受けたときは、実績報告書を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当であると認めるときは、補助金の額の確定を行い、補助金額確定通知書（様式第 9 号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 14 条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額が確定し、補助金の支払いを受けようとするときは、請求書（様式第 10 号）を知事に提出しなければならない。

2 補助金は、精算払いにより交付する。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第 15 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部もしくは一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 不正に補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき
- (2) この要綱若しくは規則の規定又はこれらに基づく知事の指示に違反したとき。
- (3) 補助事業の内容が、この要綱の規定を満たさない事実が明らかになったとき。
- (4) 交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付してその返還を命じるものとする。

(補助金の経理)

第 16 条 補助事業者は、補助事業に係る経理を他の経理と区分し、当該収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、当該証拠書類を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間、保存しなければならない。

(情報の開示)

第 17 条 補助事業又は補助事業者に関して、香川県情報公開条例（平成 12 年香川県条例第 54 号）に基づく開示請求があった場合は、条例第 7 条に規定する非開示情報以外の情報は開示するものとする。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第3条関係）

支援機関
商工会
商工会議所
株式会社百十四銀行
株式会社香川銀行
高松信用金庫
観音寺信用金庫
香川県信用組合
株式会社日本政策金融公庫高松支店
香川県信用保証協会
香川県事業承継・引継ぎ支援センター
公益財団法人かがわ産業支援財団
香川県よろず支援拠点
株式会社商工組合中央金庫高松支店
独立行政法人中小企業基盤整備機構四国本部

別表2（第5条関係）

事業の区分	対象経費	補助率等
事業承継計画の策定等 ※現在の経営者から次の後継者 への事業承継計画の策定に限る	事業承継計画の策定等に係る経費 ・ 初期診断委託料 ・ 課題分析の委託料 ・ 事業承継計画の策定委託料 ・ 企業価値の算出委託料 ・ 当該計画に基づく登記の書類作成費用 等	補助対象経費の 2分の1以内 (上限30万円)
M&Aの仲介委託等	M&Aの仲介委託等に係る経費 ・ 仲介委託料 ・ マッチングの登録手数料 ・ 着手金 等	補助対象経費の 3分の1以内 (上限30万円)

注1 専門事業者に対する顧問料等は、対象外とする。

2 個別具体的な案件に関する訴訟・トラブル対応に係る費用は対象外とする。

3 M&A等の成功時に支払う成功報酬に係る費用は対象外とする。

4 消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

5 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 6 過年度に本補助金の交付を受けた場合は、30万円から過年度の補助金額を控除した額を補助上限とする。